議第90号

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を次のように制定するものとする。

令和2年9月1日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴い改正しようとする。

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成29年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前

改 正 後

(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第14 0条の66第1号イ(3)に規定する主任介 護支援専門員でなければならない。

3 (略)

附 則

(管理者に係る経過措置)

2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条 第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員 を<u>第6条第1項</u>に規定する管理者とすること ができる。 (管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第14 0条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員<u>(以下「主任介護支援専門員」という。)</u>でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。

3 (略)

附 則

(管理者に係る経過措置)

- 2 <u>令和3年3月31日</u>までの間は、第6条第 2項の規定にかかわらず、介護支援専門員<u>(主</u> <u>任介護支援専門員を除く。)</u>を<u>同条第1項</u>に 規定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日から令和9年3月31日 までの間は、第6条第2項の規定にかかわら ず、令和3年3月31日における同条第1項 に規定する管理者である介護支援専門員(主 任介護支援専門員を除く。)に限り、引き続 き、当該介護支援専門員を同項に規定する管 理者とすることができる。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項本文の改正、附則第2項の 改正及び附則第3項を加える改正は、公布の日から施行する。